

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 7 年 4 月 25 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

令和 7 年度 岡山県議会広報テレビ番組の制作・放送業務

(2) 広報番組内容

6 月定例会をテーマとする議員出演番組

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 契約限度額（見積上限額）

1,265,000 円以内（消費税額及び地方消費税の額 115,000 円）

(5) 履行場所

岡山県議会事務局政務調査室の指定する場所

(6) 業務の内容等

令和 7 年度岡山県議会広報テレビ番組企画仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 技術提案に参加する者に必要な資格

(1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号。以下「審査要領」という。）第 8 条第 2 項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 入札参加資格者名簿の役務の提供に係る業務種目が「大分類 5 企画・製作、小分類 5 広告・広報」であり、格付区分が A、B 又は C であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(4) 審査要領第 10 条第 1 項の規定による入札参加の停止の措置を役務の提供に関して受けていないこと。

(5) 岡山県物品の売買、修理及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を役務の提供に関して受けていないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約事務を担当する課の名称等

岡山県議会事務局政務調査室

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話（086）226-7554

FAX（086）224-5866

4 契約条項を示す場所

上記 3 の場所とする。

5 技術提案参加手続等

（1）仕様書、様式等の配布期間及び場所

①配布期間 令和 7 年 4 月 25 日（金）から令和 7 年 5 月 16 日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

②配布場所 上記 3 の場所に同じ

なお、岡山県議会ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/site/gikai/>

からダウンロードできる。

（2）技術提案参加資格確認申請書（様式第 2 号）の提出期間、場所及び方法

①提出期限 令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで（必着）

②提出場所 上記 3 の場所に同じ

③提出方法 持参又は郵便等（郵便等による提出は、配達の記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留等）によるものとする。）

（3）技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に、下記（4）③の宛先に FAX する方法により、説明を求める書面を提出することができる。

（4）仕様書に対する質問の受付

①受付期間 令和 7 年 4 月 25 日（金）から令和 7 年 5 月 16 日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

②方法 「仕様書に対する質問・回答書」（様式第 1 号）により FAX すること。

③宛先 岡山県議会事務局政務調査室

FAX（086）224-5866

④回答方法 岡山県議会ホームページに回答を掲載する。ただし、この技術提案に直接関係ないもの、セキュリティ上の理由等から明らかにすることが不適切なもの、質問者固有のものその他上記回答方法によることが不適當と認められる質問には、回答を行わないか又は回答方法を変更する場合がある。

6 技術提案書等

技術提案参加者は、次の日時及び場所において、企画を説明（プレゼンテーション）しなければならない。

- (1) 日 時 令和7年5月30日（金）を予定（時刻の詳細は別途連絡）。
- (2) 場 所 岡山県議会事務局（場所の詳細は別途連絡）
- (3) 提出書類 企画を説明する際の下記資料は、令和7年5月27日（火）午後5時までに岡山県議会事務局政務調査室へ持参し提出すること（郵便による提出は認めない。）。
- ・令和7年度岡山県議会広報テレビ番組企画書（様式第3号）及び添付書類 6部
 - ・見積書（様式任意。制作料と電波料を二分し、それぞれの内訳を記載の上、消費税額を明記すること。） 1部

7 契約候補者の決定、契約の締結等

- (1) 契約書の作成 要

- (2) 契約候補者の決定方法

①別途設置する審査委員会で提案書等の内容を審査の上、決定する。

②審査の過程において審査委員会から随時説明、追加資料の提出を求めることがある。

③審査時における評価は、令和7年度岡山県議会広報テレビ番組企画書（様式第3号）の各項目等に基づき総合的に判断する（配点は下表のとおり）。

審査項目	配点
構成内容	35点
制作（態勢、日数等）	5点
放映（放送時間帯等）	25点
PR（宣伝の回数、放送時間帯等）	15点
事後評価（番組モニター等）	5点
二次使用（期間等）	5点
その他（収録会場等）	5点
見積額	5点
合計	100点

④審査後、速やかに契約候補者を決定し、参加者全員に書面により通知する。

- (3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

- ①提案書の作成等に要する費用は、全て参加者負担とする。
- ②提出書類は返却しない。
- ③提出された技術提案書等の追加及び修正は認めない。
- ④審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、契約候補者決定後、番組の企画内容について一部調整する場合がある。
- ⑤県は、契約候補者の選定を行うのに必要な範囲において提出された書類を複写することがある。
- ⑥審査経過は公表しない。
- ⑦契約候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に応募する資格のない者及び5 (2) ①の期限までに技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 技術提案書等が、6 (3) の期限を過ぎて提出されたとき。
- (3) 見積書が1 (4) の条件を満たさなかったとき。
- (4) 技術提案書等に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案者が上記2に定める技術提案に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案参加者が求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 技術提案書等について、岡山県議会情報公開条例（平成13年岡山県条例第84号）に基づく開示請求があった場合、同条例及び岡山県議会情報公開条例の施行に関する規程（平成14年岡山県議会告示第1号）に基づき取り扱うこととする。
- (2) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) その他必要な事項は、岡山県財務規則の規定による。